

「大阪市地域防災アクションプラン」及び「大阪市強靱化地域計画」の修正及び進捗評価等について

令和6年10月

「大阪市地域防災アクションプラン」

○これまでの経過

- ・大阪市地域防災アクションプランについては、府「新・地震防災アクションプラン（H27.3）」の見直しを踏まえ、H27.9月に策定（H27～H36までの10年間を取組み期間とし進捗管理を実施）
- ・R2年度に「大阪市地域防災アクションプラン ver.2.0」に一部修正（前計画を引継ぎR2～R6年度まで取組み期間）
- ・R4年度の包括外部監査の指摘を踏まえ、各区が作成した個別施策シートを危機管理室が内容を確認・精査し適宜必要な助言を行っていくこと、また全区及び全所属が取組むアクションに対し必ず取組む項目及び取組む最低回数を設定

「大阪市強靱化地域計画」

○これまでの経過

- ・大阪市強靱化地域計画については、H25年に制定された国土強靱化基本法に基づき、自然災害を対象に「強靱な大阪市」を構築するため、前年に策定された市地域防災アクションプランを柱とし、H28.6月に策定、H30年度に一部修正
- ・R2年度に修正した「大阪市地域防災アクションプラン ver.2.0」の内容などを踏まえ、強靱化地域計画を修正

○「修正」及び「進捗評価」について

※ 強靱化計画の取組みのうち、アクションプランで取組む施策の進捗管理については、アクションプランで進捗評価を実施。

- ・各所属の意見等も踏まえ「大阪市地域防災アクションプラン」及び「大阪市強靱化地域計画」を一部修正（別紙1）
- ・各所属によるR5年度の「進捗評価」を事務局（危機管理室）が集計し「進捗管理表」を作成、進捗評価をとりまとめ（別紙2）

両チーム会議を书面開催。修正したアクションプラン及び計画、進捗管理表をHPにて公表。

○今後について

- ・現アクションプランはR6年度までを取組期間としており、R7年度以降のアクションプランの策定が必要であるが、府の地震・津波の被害想定の見直しがR8年度予定となったことから、新たな被害想定に基づく次期アクションプランの策定はR9年度以降の予定。
- ・一方で能登半島地震を踏まえた本市の地域防災計画の見直しを今年度末に予定しており、その見直しを踏まえた現アクションプランの一部修正を **R7年度に行い、次期アクションプラン策定期間まで継続(暫定アクションプラン)**。
- ・現アクションプランのR7年度の修正・継続に伴い、現強靱化地域計画も同様に修正・継続。